

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(環境局分)(令和7年9月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	東工場	255-2216	東工場分析計計量検定更新整備 業務	株式会社堀場テクノサービ ス	12,892,000	R7.9.12	本業務は、東工場に設置する排ガス分析計(以下、「当該装置」という。)のうち、計量法第72条第2項で定める検定期間(8年)が満了する分析計の検定更新及び検定更新に必要な整備の一切を行うものである。当該装置は、東工場第二工場の煙突出口における排ガス濃度(窒素酸化物・硫黄酸化物・一酸化炭素・酸素)を常時測定する装置であり、焼却運転時には、その測定値を基に、大気汚染防止法にて定められた環境規制値を遵守すべく、焼却運転を行っている。その測定値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、記録および公表が義務付けられている値で、極めて重要な装置であり、性能基準を満足することが不可欠である。 当該装置の性能基準を検定更新するためには、装置全体の詳細構造等を熟知していることが必須条件であり、仮に、詳細構造等を熟知していない者が、本業務を履行した場合、整備(一部部品交換そのものできないことや、交換後の試験調整)を十分に実施することができないことから、装置本来の機能を発揮させることができなくなり、環境規制値を遵守した焼却運転が行えないことから、焼却炉の稼働ができなくなり、結果として、市民生活に重大な影響を及ぼすこととなる。 以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該設備の設計・製作者である株式会社堀場製作所製の製品について、同社100%出資の唯一のメーカーメンテサービス会社(子会社)である株式会社堀場テクノサービス 以外にはないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	